

令和8年度小学校就学予定者の就学時健康診断外部委託に係る協定の締結について

令和8年度小学校就学予定者の就学時健康診断において外部委託を導入することに伴い、協定を締結した。

1 令和8年度小学校就学予定者の就学時健康診断外部委託に係る協定

(1) 概要

東京都公立学校働き方改革推進事業の一環として「学校・教員が担うべき業務」の適正化を進めるため、令和8年度小学校就学予定者の就学時健康診断において、外部委託を導入する。外部委託の導入に伴い、協定を締結した。

(2) 委託内容

一部対象校における、就学時健康診断の準備、運営業務

対象校：城東小学校、明正小学校、常盤小学校、有馬小学校、豊海小学校、晴海西小学校

内 容：実施準備、当日の運営、会場設営等

欠席者健康診断の実施

指定校での就学時健康診断を欠席した方を対象に、欠席者健康診断を実施する。

(3) 協定締結先

東京都教育委員会

公益財団法人東京都教育支援機構

(4) 協定締結期間

協定締結日から令和8年3月31日

(5) 協定書

別紙のとおり

2 協定締結日

令和7年9月2日（火）

協定書

東京都教育委員会（以下「甲」という。）、公益財団法人東京都教育支援機構（以下「乙」という。）及び中央区教育委員会（以下「丙」という。）は、東京都公立学校働き方改革推進事業における学校業務の外注化（以下「本事業」という。）の実施について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

記

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙において、甲乙で契約締結されている「令和7年度東京都公立学校働き方改革推進事業委託」に定める内容に従い、本事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（本事業の趣旨）

第2条 甲、乙及び丙は、本事業が東京都公立学校働き方改革推進事業の一環として「学校・教員が担うべき業務」の適正化を進めるために実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するとともに本事業を円滑に実施するために相互に協力するものとする。

（業務分担）

第3条 本事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる業務分担に基づき、甲、乙及び丙が執行する。対象業務の外注化の詳細な内容については「別表」のとおり定める。

一 甲の分担業務

- (1) 丙が所管する本事業の実施対象校（以下「対象校」という。）の決定に係る乙との連絡調整に関する業務
- (2) 本事業を効果的に実施するための乙及び丙への情報提供及び支援に関する業務
- (3) その他本事業の実施に係る全体調整に関する業務

二 乙の業務分担

- (1) 本事業における業務範囲や処理手順等、外注化を実施するために必要な事項の決定及び事業委託に関する業務
- (2) 対象校において外注化を円滑に進めるための業務実態の把握に関する業務
- (3) 対象校において外注化を円滑に進めるために必要な支援に関する業務
- (4) 丙が設定した時間外在校等時間及び業務の削減時間目標を踏まえた本事業に係る効果検証の実施に関する業務

三 丙の分担業務

- (1) 対象校の管理職等との本事業実施に係る連絡調整に関する業務
- (2) 対象校における業務処理の実態把握に関する乙との連絡調整に関する業務
- (3) 本事業の実施に当たっての対象校における時間外在校等時間及び業務の削減時間目標の設定及び達成に関する甲及び乙との連絡調整に関する業務

(情報連絡会の設置)

第4条 甲、乙及び丙は本事業を効果的に実施するために情報連絡会を設置し、連携体制の確立を図る。

(個人情報の管理)

第5条 乙は、本事業において丙及び丙が所管する学校等から知り得た個人情報について、適正に管理するとともに、本事業が完了したとき又は丙から返還等の要求があったときは、個人情報および貸与された情報等について、丙の指示に従って返還または廃棄するものとする。また、乙が再委託契約を締結した外部事業者に対しても同様の措置を取らせるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずに第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。また、乙が再委託契約を締結した外部事業者に対しても同様の措置を取らせるものとする。

(本協定の解除)

第7条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は甲、乙及び丙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することによって本協定を解除できるものとする。

(本協定の見直し)

第8条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲、乙及び丙が協議の上、変更を行うものとする。

(本協定の期間)

第9条 本協定の期間は、令和7年9月2日から令和8年3月31日までとする。

(補則)

第10条 本協定の解釈に疑義のある場合及び本協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

甲、乙及び丙は、本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和7年9月2日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都教育委員会
教育長 坂本 雅彦

東京都中野区中央一丁目38番1号
乙 公益財団法人東京都教育支援機構
理事長 坂東 真理子

東京都中央区築地一丁目1番1号
丙 中央区教育委員会
教育長 平林 治樹

別表

就学時健康診断の外注化の実施について、以下のとおり定める。

項目	内容
1 外注化対象業務	就学時健康診断及び欠席者健康診断
2 詳細な業務分担	丙は対象校の学校医及び地区医師会等との本事業の実施に係る連絡調整に関する業務を担う。詳細は、別紙の仕様書等のとおり外注化を行う。
3 期間	令和7年9月2日から令和8年3月31日まで
4 経費及び費用負担	本事業の業務委託契約に要する経費は、甲乙間の事業委託契約に基づき、乙が負担する。ただし、対象校における必要な医療従事者の手配並びに検診器具及び什器その他仕様書に記載のない物品の調達については丙が行い、その経費を負担する。
5 乙の甲及び丙への報告	乙は甲及び丙へ外注化の進捗状況をおおむね一か月に1回報告する。

附 則

この別表は、令和7年9月2日から施行する。